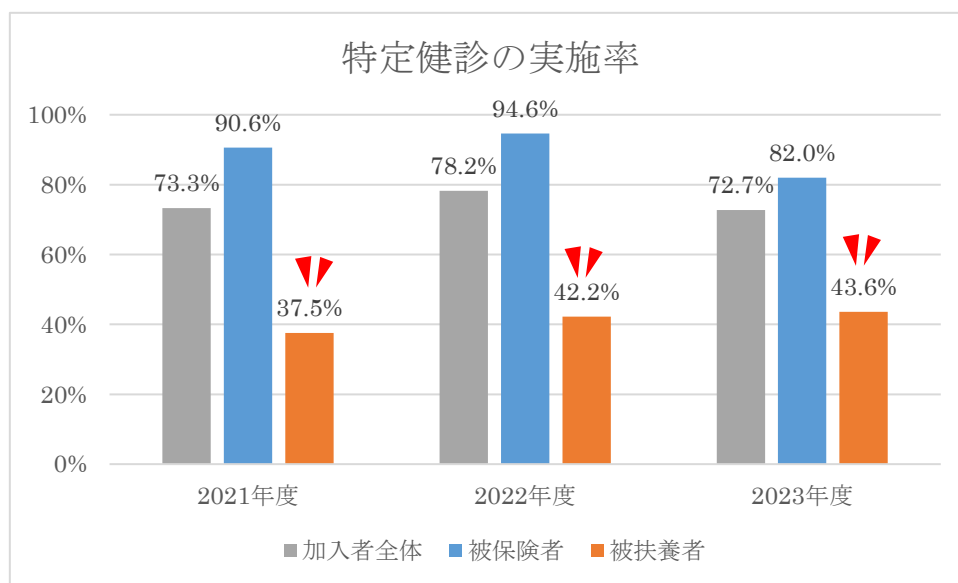


ご家族(被扶養者)の 特定健診・特定保健指導推進について

40歳以上の方を対象とした「特定健診・特定保健指導」は、生活習慣病の予防・改善を目的にしています。メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」によって生活習慣病のリスクを早期に発見し、その内容を踏まえて運動習慣や食生活、喫煙等の生活習慣を見直すための「特定保健指導」を行います。

健康保険組合では、加入者の疾病予防、健康増進に向け、特定健診・特定保健指導を推進していますが、特にご家族（被扶養者）の特定健診・特定保健指導実施率が低迷しています。

特定健診・特定保健指導の実施率が低いと、ペナルティとして、健康保険組合が国へ納めている後期高齢者支援金に対し、加算金が発生します。その結果財政が悪化し、皆さんの保険料が増える可能性があります。



6月上旬に、40歳以上のご家族（被扶養者）の方向けの健診案内をお送りしました。健康保険組合では、3つの健診（ヘルスアップ健診・特定健診・人間ドック（配偶者のみ））をご用意していますので、ご家族（被扶養者）の方は、いずれか1つを選んで年に1回必ず健診をお受けいただくよう、被保険者の方は、ご家族へお声かけください。

詳細は別添資料の「健診案内」をご参照ください。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>